

平成 30 年 第 8 回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成 30 年 8 月 23 日（木）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 武田 堆雄

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長、

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 議事

議案第 32 号 名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 33 号 名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 34 号 名取市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 35 号 平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について

7 開会時刻

午後 2 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 30 年第 8 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1「前回会議録の承認」についてですが、7 月 30 日開催の第 7 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2「会議録署名委員の指名」につきましては、武田委員並びに洞口委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

次に、日程第 3「教育長報告（1）一般事務報告」について、教育部長、報告をお願いいたします。

相澤教育部長

それでは、資料は 3 ページとなります。私からは、特にございませんので、あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは、特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

2 点お話をいたします。

1 点目は、3 ページ 10 番。「初任者研修市町村教委研修」です。今年度、名取市に配置をされた初任者教員 8 人が参加して行われました。午前中は、閑上地区の復興状況の見学、愛島地区の史跡めぐり等を行いました。午後は、児童生徒へのかかわり方と、授業作りについて

の講話と研修を実施いたしました。参加した先生方の意欲を感じる研修会となりました。

2点目は、3ページ18番。「第2回生徒指導問題対策委員会」です。今回の話題提供は、不登校についてでした。事案に基づきながら学校の役割、家庭での関わり等について、充実した話し合いが行われました。関係機関の委員の皆様方からも貴重な意見を頂戴し、今後の対応について考える協議となりました。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課お願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課から2点報告いたします。

初めに、3ページ1番です。「わんぱく交歓研修会」を上山市会場で行いました。名取市からは、小中学生49人、ジュニアリーダー3人が参加いたしました。1泊2日で、蔵王ライザウディロッジで開催され、1日目に体調を崩した参加者がいましたが、野外活動等の体験学習を通して、上山市の子ども達と名取市の子ども達との、友情、交流を深められました。

次に、3ページ9番になります。8月5日から12日まで行われた、新宮市の児童生徒招待事業の「土と水と緑の学校」です。昨年は、台風5号の影響で中止となりましたが、今年は、市内小中学生10人が参加して、ホエールウォッチングや川遊びなど、野外活動体験をいたしました。以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

1点説明いたします。

3ページ2番です。「未来(あした)への道1000km縦断リレー2018」が、7月24日から8月7日の全15日間で、青森から東京までの全長約1,300kmを、ランニングと自転車によりつなぐリレーが開催されました。当市においては、7月31日午前10時から11時30分までの時間帯で、ゆりあげ港朝市から下増田公民館を中継地として通過し、関係者の協力や下増田児童センターの子ども達の声援も受け、成功裏に終了しました。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、「(2) 行事予定」について説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は4ページと5ページとなります。私からは16番になりますが、「平成30年9月名取市議会定例会」が、9月4日に開会予定であります。現在のところ、まだ、議案内容、議会日程等は未定であります。

また、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは、特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

2点お話をいたします。

1点目は、4ページ6番。「名取市内小・中・義務教育学校第2学期始業式」です。夏季休業を終え、来週8月27日から第2学期が始まります。各学校からは、現時点で、命に関わるような大きな事故の報告は入っておりません。猛暑が続いて、熱中症等を心配しておりましたが、大変安堵しております。2学期は大きな学校行事等もありますので、児童生徒のがんばりを期待しているところです。

2点目は、4ページ25番。「志教育支援事業第2回あいさつ運動」です。昨年に引き続き、今年度も増田中、増田小、下増田小、名取北高の4校で、志教育支援事業を実施しております。名取駅、杜せきのした駅、美田園駅の3カ所に分かれて、メッセージカード入りのポケットティッシュを配りながら、あいさつ運動を行います。子ども達の頑張りに、励ましのお声がけをしていただければと思います。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課をお願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課から1点説明いたします。内容は全て地区民体育大会になります。

4ページ12番、13番。9月2日に「高館地区民体育大会」並びに「増田西地区民体育大会」

を開催します。同じく 21 番。9 月 8 日、「閑上地区民体育大会」を開催します。同じく 22 番、23 番、24 番。9 月 9 日に「増田地区大運動会」、「館腰地区民コミュニティ運動会」、「愛島地区民合同大運動会」を開催します。同じく 27 番、28 番。9 月 15 日に「名取が丘地区民大運動会」並びに「那智が丘地区大運動会」を開催します。生涯学習課からは、以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

3 点説明いたします。

1 点目は、4 ページ 4 番。8 月 25 日ですが、「国民体育大会東北ブロック大会兼第 45 回東北総合体育大会空手道競技」が、25 日から 26 日の 2 日間にわたり、市民体育館で開催されます。大会前日の 24 日は公式練習会があり、午後 6 時から競技会関係者による歓迎レセプションを文化会館で行います。開会式は、25 日午前 8 時 30 分から。閉会式は、26 日の 12 時頃を予定しています。なお、閉会前に、恒例となっております北海道地区と東北地区の対抗戦も、同時に開催されることとなっております。

2 点目は、4 ページ 20 番の 9 月 7 日、5 ページ 33 番の 9 月 28 日。ともに「藤原実方歌よみめぐり初心者のための短歌教室」を、10:00 から名取駅コミュニティプラザホールで開催します。この教室は合計 3 回開催しますが、3 回目は 10 月 21 日開催で、館腰地区の芭蕉の句碑や実方塚をめぐり、道祖神社では尚綱大学の学生なども加わり、神楽、篠笛、琴演奏などを鑑賞し、「藤原実方歌よみめぐり」を完結する予定としております。

3 点目は、5 ページ 35 番。9 月 30 日「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰」を、午前 10 時から文化会館中ホールで開催します。今回の表彰候補者は、特別功績賞 2 名、功績賞個人 104 名、功績賞団体 6 団体となっております。詳細につきましては、この後、議案第 35 号の中でご審議頂きたいと思っております。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第 4「議事」に入ります。

議案第 32 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 32 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、資料は 6 ページから 7 ページ。そのほか、別冊で配布しております議案第 32 号資料の 1 ページから 2 ページとなります。

本議案につきましては、平成 30 年 4 月に義務教育学校である閑上小中学校が開校したことに伴い、本規則に関連する文言を追加改正する必要があることから、その一部改正の審議をお願いするものであります。

以上ですが、改正の概要について庶務課から説明をいたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

はじめに、資料 7 ページをご覧ください。改正文になります。本規則に関し、閑上小中学校に配置される「副校長」の表現、義務教育学校の準用規定である「学校教育法第 49 条の 8」の文言を追加し、適正化を図るものであります。

次に、議案第 32 号資料新旧対照表をご覧ください。改正の箇所は、「第 2 条」の教育長に対する委任事務に関する規定で、「第 8 号」の「県費負担職員の任免」に関する部分ですが、ここは閑上小中学校に新しく配置されました職位の「副校長」の表現を追加するものです。

「第 11 号」では、「学校教育法第 35 条」に規定する出席停止に関する規定ですが、義務教育学校の準用規定である「第 49 条の 8」の文言を追加するものであります。

なお、参考までに学校教育法の出席停止の規定を配付しておりますが、「第 49 条」は、中学校に関する出席停止の準用規定になっております。

新旧対照表の 2 枚目をご覧ください。「第 3 条」は、教育長の専決に関する規定をしていますが、「第 4 号」におきまして、前条と同じように「第 49 条の 8」の文言を追加するものであります。

以上であります。いずれも義務教育学校を開校したことによる規則の一部改正になります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ議案第 32 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 32 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 33 号「名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは、教育部長、説明をお願いいたします。

相澤教育部長

議案第 33 号「名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、資料は 8 ページから 9 ページ、そのほか、別冊で配布しております議案第 33 号資料となります。

本議案につきましては、前号の議案同様、義務教育学校であります閑上小中学校の開校に伴い、本規則の一部について文言の追加改正する必要があることから、その一部改正の審議をお願いするものであります。

以上ですが、改正の概要について庶務課から説明をいたさせます。

大友教育部次長兼庶務課長

はじめに、資料 9 ページをご覧ください。改正文になりますが、前の議案と同様に、義務教育学校の準用規定である「学校教育法第 49 条の 8」の文言を追加するものであります。

次に、議案第 33 号資料新旧対照表をご覧ください。改正の箇所は「第 10 条の 2」、「学校教育法第 35 条」に規定する出席停止に関する規定ですが、義務教育学校の準用規定である「第 49 条の 8」の文言を追加するものであります。以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ議案第 33 号「名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 33 号「名取市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 34 号「名取市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは、教育部長、説明をお願いいたします。

相澤教育部長

議案第 34 号「名取市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、資料は 10 ページから 12 ページ。そのほか、別冊で配布しております議案第 34 号資料の 1 ページから 2 ページとなります。

本議案につきましては、平成 30 年 12 月 19 日に新図書館を開館することに伴い、開館時間等の規則の一部を改正することについて、審議をお願いするものであります。

以上ですが、改正の概要について生涯学習課から説明をいたさせます。

森生涯学習課長

「名取市図書館管理規則の一部を改正する規則」について、説明いたします。今回の改正は、名取駅前への図書館改築に伴い、図書館の開館時間、休館日等について、所要の改正を行うものです。

まず、「第 3 条」の開館時間の改正ですが、一部の場所を除いて、午前 9 時から午後 7 時までとし、土曜日、日曜日及び祝日にあたる日は午後 6 時までとするものです。また、一部の新聞雑誌の閲覧に関する部分、いわゆる新聞・雑誌コーナー、及び飲食物の摂取を目的とする部分、いわゆるカフェコーナーに関しては、午前 7 時 30 分からの開館とする規定であります。

次に、「第 4 条第 1 項」の休館日の改正ですが、休館日を「第 1 号」で毎週月曜日に、ただし、その日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に。「第 2 号」で第 4 水曜日に、ただしその日が休日に当たるときはその翌日に。「第 3 号」で 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで、とする規定であります。

次に、「第 6 条」の館内閲覧のただし書きの改正ですが、午前 7 時 30 分から午前 9 時までの間は、新聞・雑誌コーナー及びカフェコーナーにおいてのみ、新聞雑誌の図書館資料を閲覧できるものとする規定であります。

また、「第 6 条」に新たに「第 2 項」を加える規定であります。現行の第 6 条のただし書きを、「第 2 項」として規定するものであります。

次に、「第 7 条」の個人館外貸し出しの改正ですが、個人館外貸し出しの対象に、新たに「その他館長が特に認める者」を加える改正であります。その他に文言の修正をしております。

次に、「第 9 条」の団体貸し出しの改正ですが、「第 3 項」に「館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」というただし書きを加える改正であります。

最後に「附則」ですが、新図書館オープン日の 12 月 19 日から施行する規定であります。以上で説明を終わります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませんか。

武田教育長職務代行委員

第7条の関係で、私は現在図書館を利用させていただいておりますが、名取市在住ではありませんので、私のような者は「その他館長が特に認めるもの」となるのでしょうか。

森生涯学習課長

武田委員の場合は、仙台都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村に住所を有するものということで、その中に仙台市も含まれております。ここで改めて設けさせていただいたのは、仙台都市圏広域行政推進協議会には、柴田町や大河原町等が入っていないことから、今回、「その他館長が特に認めるもの」として含めさせていただいたということです。

瀧澤教育長

「その他館長が特に認めるもの」の意図というのは、今、生涯学習課長から説明があったようなことが背景にあって、新たに加えたということです。

第3条は、括弧が多くあり、読み込むと分かりますが、規則などはこのような書き方になってしまうのですね。

森生涯学習課長

第3条は、簡単に申し上げますと、カフェコーナーと新聞・雑誌コーナーについては、オープンは午前7時30分から。貸出業務については、午前9時から行います。というものの文言を整理すると、この様な形になってしまいます。

瀧澤教育長

規則だと、どうしてもこのような表現になってしまうということです。そして、閉館は、通常は午後7時。休日は午後6時ということですね。他にご質疑等ございませんか。

相原委員

利用するときの、名取市在住であるとかの要件証明については、学生なら学生証の提示をすればいいのですが、通勤している場合の証明みたいなものは、どのようにされているのですか。

森生涯学習課長

利用者カードを作るときに、免許証、保険証、学生証等を提示していただき、申込書に住所、氏名、勤務先等を記入していただきます。

瀧澤教育長

利用者カードを作る時点で、条件を満たすかどうかの確認を行うということですね。その他ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ議案第 34 号「名取市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 34 号「名取市図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 35 号「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について」を議題といたします。それでは、教育部長、説明をお願いいたします。

相澤教育部長

それでは、議案第 35 号「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について」ですが、資料は 13 ページ。そのほか、別冊で配布しております議案第 35 号資料「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰」名簿となります。

スポーツ賞顕彰につきましては、市における体育、スポーツの振興を推進し、市民意識の高揚に資するため、全国大会等への参加など、体育、スポーツに関して顕著な成果を挙げた個人及び団体に対し、顕彰を毎年行なっているところです。

本年度の顕彰候補者については、「名取市スポーツ賞顕彰要綱」に基づき、学校等各種団体から推薦をいただいた選手や団体等を、「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰」名簿に掲載しております。

まず、「名取市スポーツ特別功績賞」については、教育委員会で選定し市長が決定することとなりますが、国際大会に出場したNo.1 及びNo.2 の、2 名の個人についての選定をお願いするものであります。

次に、「名取市スポーツ功績賞」については、教育委員会において決定することとなりますが、個人では、No.3 からNo.102 までの選手 100 名、及びNo.103 からNo.106 までの指導者 4 名。団体は、No.107 からNo.112 までの 6 団体となります。

以上のとおり、顕彰者の選定又は決定について、提案するものであります。

なお、この顕彰式については、昨年までは 10 月 1 日に開催しておりましたが、今年は、市制施行 60 周年記念式典の関係で、9 月 30 日日曜日に開催を予定しており、教育委員の皆様

にも出席をお願いすることになりますのでよろしくお願いします。

以上ですが、文化・スポーツ課から、何かあればお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等ございませぬか。

相原委員

名取市スポーツ功績賞の国民体育大会は、出場したら表彰ということでしょうか。成績ではなくて、国民体育大会に出たということが功績賞ということですね。

瀧澤教育長

全国レベルの大会に出場したということで、顕彰するものです。

相原委員

先日の新聞報道で、第一中学校の生徒が、サッカーで選ばれてスウェーデンの大会に出場するという記事がありましたが、表彰にはならないのですか。

瀧澤教育長

大会が表彰対象となれば、今回ではなく、来年の表彰となります。

武田教育長職務代行委員

同様に、市内の少年野球チームが、今年、県内で1位になったということでしたが、表彰にはならないのですか。

相澤教育部長

全国大会に出場した場合に対象になります。例えば、県大会で優勝しても、その後の東北大会の結果などで全国大会に出場しなければ、対象とならない場合もございませぬ。基準としては、全国大会等の出場となります。

武田教育長職務代行委員

112組の皆さんが、全国のいろいろな大会に出場されているということは、かなりスポーツレベルは高い地域ということですね。

瀧澤教育長

他にご質疑等ございませぬか。

全委員

質疑等無し

瀧澤教育長

なければ議案第 35 号「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 35 号「平成 30 年度名取市スポーツ賞顕彰者の決定について」は、原案のとおり承認いたします。

本日の議案は、以上であります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後2時44分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____